【資料】ふるさと応援基金条例の一部改正について

企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）を積み立てるため、ふるさと応援基金条例を改正します。

企業版ふるさと納税は、原則として受領した年度の事業費に充て、事業費を超える額はふるさと応援基金に積み立て、翌年度以降の事業費に充てます。

１　経緯・趣旨

企業（市内に本社がある場合を除く。）から多治見市の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」（＝総合計画事業）に対する寄附を受けた場合は、企業版ふるさと納税として税額控除を受けることが可能です。

２　基金の運用イメージ

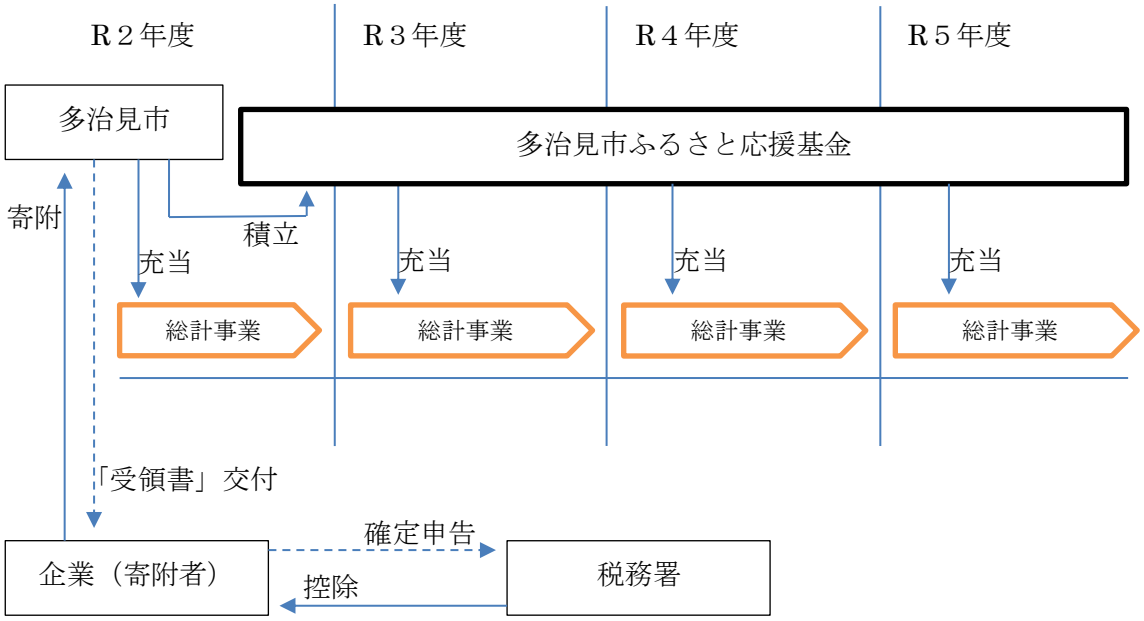

３　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度概要

内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」（＝総合計画事業　※多治見市の場合）に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の６割に相当する額の税額控除の特例措置がなされる制度。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果と合わせて、令和２年度より寄附額の約９割に相当する額が軽減。

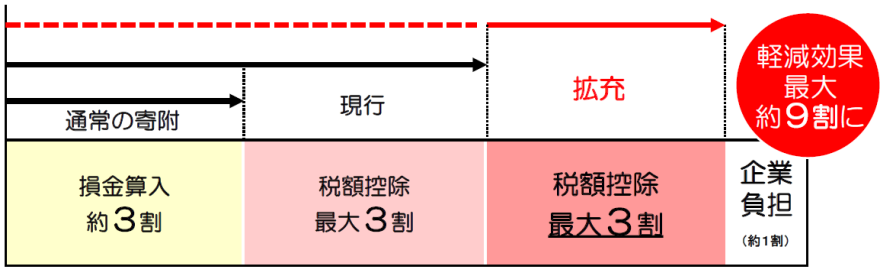

出典：内閣府地方創生推進事務局「令和２年度税制改正のポイントチラシ」

なお、寄附を行って頂くにあたり、以下の事項に注意。

① 1 事業あたり 10 万円以上の寄附が対象。
② 寄附の代償として経済的な利益を受けとることは禁止。
③ 企業の本社（地方税法における主たる事務所及び事業所）が立地する地方公共団体に寄附を行う場合は対象外。

4　ふるさと納税と企業版ふるさと納税の違い

	ふるさと納税	企業版ふるさと納税
目的	多治見市を応援したい	多治見市を応援したい、企業の地域貢献
寄附者	主に個人	企業（市内に本社が所在する企業は対象外）
寄附使途	・総合計画における特定の政策分野 ・市長が指定した事業 ・目的指定なし	地方創生事業（総合計画事業）
返礼品	返礼品あり（市民への返礼品なし）	返礼品なし（経済的利益の供与禁止）
税額控除	所得税、住民税	法人住民税、法人税、法人事業税